法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

沖縄占領と労働政策 : 国際自由労連の介入と米国民政府労働政策の転換

古波藏, 契

(出版者 / Publisher)
法政大学沖縄文化研究所
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
沖縄文化研究 / 沖縄文化研究
(巻 / Volume)
44
(開始ページ / Start Page)
77
(終了ページ / End Page)
130
(発行年 / Year)
2017-03-31
(URL)
https://doi.org/10.15002/00013796

沖縄占領と労働政策

――国際自由労連の介入と米国民政府労働政策の転換[1]

古波藏　契

はじめに

島ぐるみの土地闘争が展開された一九五六年以降、一九六〇年代初頭までの時期は、占領期沖縄における労働運動の高揚期として知られる。軍政下の弾圧の下、労働運動の登場する余地の無かった一九五〇年代前半から一転して、一九六〇年前後には急速に労働組合の組織化が進み、復帰運動の中軸を担う実力を備えた革新勢力の中心的地位を占めるに至る。

こうした展開を条件づけたのは、同時期における米国民政府（USCAR・以下、民政府と略）の労働政策転換である。一九六〇年前後と言えば、米国の対沖経済政策の転換を契機として、米軍統治が新段階を迎える画期として知られるが、本稿ではこの移行期における労働政策転換の意味を考えて

みたい。

一九五〇年代後半以降の米軍統治の展開は基本的に島ぐるみ闘争への対応という点で一貫するが、労働政策についても同様に理解して良い。ただし、労働政策の転換は民政府によって自発的に取り組まれたのではなく、国際自由労連（ＩＣＦＴＵ・以下、自由労連と略）の沖縄への介入を受けて、渋々進められた点に注意する必要がある。

第一節に見るように、民政府はあくまで軍事目的に基づいて沖縄統治を担うべく設置されるのであって、基地の建設・運営に支障をきたすような労働運動の要求に応えるつもりは毛頭なかった。民政府のこうした態度は、一九五〇年代前半の挑戦的な労働運動を惹起することになる。だが、これら労働運動に人民党・非合法共産党の指導が介入していると見るや、一層態度を硬化して弾圧路線を以て臨んだ。

しかしながら一九五六年の島ぐるみの土地闘争はこうした弾圧路線の限界を突きつけることになる。民政府による軍事主義的沖縄統治が破綻を迎える局面において、自由労連の介入が始まる。自由労連は島ぐるみ闘争の展開される最中の一九五六年五月に沖縄調査団を派遣して以降、沖縄への関与を深め、一九五九年には沖縄駐在事務所を設置して労働政策刷新のために継続的に働きかけた。

自由労連の沖縄への関与は民政府への働きかけに留まらない。民政府に積極的に働きかけると同時に、現地の労働運動の育成にも力を注ぐことで両者の対立の緩衝材となり、また協調の媒体となっ

て、沖縄労働運動史の新局面を準備した。

こうした二重の性格上、先行する労働運動史[2]においては自由労連に対する両義的な評価が成立している。それは一方で民政府による弾圧から労働運動を守る防波堤となってその発展を助けた英雄として評価され、他方で民政府の労働政策に即して労働運動に干渉する反動として非難される。第二節ではこうした自由労連の沖縄への介入の経緯と、現地での活動を見ていく。その際に議論の焦点に据えるのは、自由労連の介入に対する評価の是非そのものではなく、その評価を複雑にしている原因でもあるところの、自由労連の民政府及び沖縄の労働運動との関係である。

冒頭に触れたように、労働運動は復帰協の結成に中心的に関わってその後の復帰運動を牽引した中心勢力であり、その民政府との対立関係は復帰運動を推し進める主要な動因として位置付けられる。裏を返せば、両者の対立関係が如何なるものであったのかを問うことは、復帰運動が基地を棚上げにした施政権返還に帰結したことの意味を問い直すことにも繋がる。本稿の主題をはみ出すことを承知で付け加えれば、自由労連の媒介のもと労働運動と民政府との関係が如何なる再編を遂げたのかを問うことは、その延長線上に復帰運動への展開を睨むことにもなるのである。このことは復帰運動後の戦局を見定めるための観測地点を、復帰の後ではなく、復帰が外交路線上の課題に上がる以前の一九六〇年前後に設定しなければならないことを示唆している。こうした問題関心はさしあたり本稿での考察の外に置かれているが、本稿で設定する問いを方向づけるものでもあるので、敢えて注記し

ておく。

第三節では、島ぐるみ闘争以降の沖縄に対する米国の一連の政策転換が、如何なる統治のありようを示すのかを見ておきたい。労働及び経済政策の転換は、相互に条件づけ合いながら沖縄における一九六〇年代の経済成長期を現出させる。こうした画期の後、労働運動勢力にとっての反軍闘争は、第一節に見るような自明なものではなくなっていく。剥き出しの軍事占領期から経済成長期への移行の過程で、基地沖縄を問う根拠を確保することは困難になっていくのである。

なお、本稿での議論の焦点は、あくまで労働政策の転換によって企図された新たな沖縄統治のありように置かれ、労働運動そのものを主題化した歴史叙述は課題として残されることになる。[3] もちろんこう言ったからといって、米国における政策転換の意図がそのままストレートに貫徹すると考えるわけでもなければ、これを労働運動の具体的展開の中に置き直すという作業の重要さを軽んじているわけでもない。

しかし米国の政策意図から相対的に自立した労働運動の主体的側面を考えるに先立って注意しなければならないのは、自立性の付与こそが、本稿で見ていく時期における米国の新たな沖縄統治戦略の中心的位置にあるということである。島ぐるみ闘争後の米国沖縄統治の基本的な発想は、自治と自立経済の付与によってこそ基地の安定的維持が可能になるというものであり、労働政策の転換過程もこの新たな方針に即したものと位置付けることができる。自治や自立経済といった語彙については論者

によってその意味が全く異なるが、ここではひとまず、基地収入及び日本政府援助への依存を減じ、米国援助と自力更生による沖縄経済の再編と、民政府の手元に留保された権限の最小化・琉球政府への移譲という米国側の最大公約数的な用法に限定しておく。

沖縄においても自治と自立経済は一九七二年の復帰を跨いで一貫する獲得目標として掲げられるが、その内実を問わずしては、何を敵として闘っているのかを見失う危険がある。だからこそ、労働運動の主体性を問う前に、それが闘うべく強いられた戦線を米国沖縄統治の転換の中に明らかにしておく必要があるのである。

一・国際自由労連介入以前の労働運動

国際自由労連

そもそも国際自由労連とは、全ソ労組中央評議会（ＡＵＣＣＴＵ）が強い影響力を持った世界労連（ＷＦＴＵ）から離反し、これに対抗を試みた勢力によって一九四九年に結成された国際的な労働組合の連合組織である。[4] こうした経緯はその規約冒頭に掲げられる目標にも反映されている。

（a）自由にして民主的な労働組合をその構成員としいかなる外部の支配をも受けず、全世界の働く人々の利益を増進し、労働の尊厳を高めることをその使命とする強力で効果的に活動しうる国際的組織を、全世界ならびに各地域をそれぞれ規模として維持し発展させること［中略］（c）自由な労働組合の設立維持発展を、特に経済低開発諸国において助長すること［中略］（e）労働組合の破壊、その権利の制限、または全体主義その他の反労働者的勢力の労働者の組織内部への侵透と、その従属化を目的とするあらゆる動きに対して、自由な労働組合の防衛にあたり、またそのための協力調整を行なうこと[5]

「自由にして民主的な労働組合」とは、共産党指導を排した労働組合の別称であり、反共的労働組合運動の推進勢力として知られる自由労連の合言葉とも言える。またここに明記されるように支援を必要とする地域への労働運動指導者の派遣は自由労連の中心的な活動の一部であり、沖縄への関与もその一環を成す。

ただし、沖縄での活動に即してここに謳われる意味をとれば、「労働組合の破壊、その権利の制限、または全体主義その他の反労働者的勢力の労働者の組織内部への侵透と、その従属化を目的とするあらゆる動き」とは、共産主義者による介入と民政府からの弾圧との両方を指す。そのいずれからも相対的に自立した「自由にして民主的な労働組合」の育成こそが、自由労連に課せられた使命というこ

とになるだろう。

したがってその活動は、民政府の弾圧から労働運動を守る防波堤となってその育成を図ると同時に、労働組合内部においては民政府の懸念する共産主義者を指導的地位から追い落とすという二正面作戦として展開されることになるのである。

民政府の軍事主義的労働政策

まずは一九五〇年代前半の沖縄の状況――つまり自由労連の介入が求められるような状況が如何にして生じたのかを確認しておく必要がある。

一九五〇年代前半の沖縄における労働運動を特徴づけるのは、民政府による徹底的な弾圧路線と人民党および非合法共産党指導との対決の構図である。終戦直後の対日労働政策においては戦後民主化の一環として労働組合の育成が図られ、戦前来の弾圧的労働法制が刷新されたのに対し、占領下沖縄において労働組合は基本的に弾圧の対象であり、その活動を根拠づける労働法制は存在しなかった。それらは沖縄において所与ではなく闘い取られるべき目標と自覚され、労働運動の最初のターゲットとなるのである。一九五二年五月一日、人民党の主催する第一回メーデーにおいて労働者保護法の制定が訴えられると、これを皮切りに労働組合法案・労働関係調整法案が立法院本会議に上程され、労働法制定に向けた動きが急速に顕在化してくる。

同時期、軍事目的にのみ準じた労働法制に後ろ盾を得て、日本本土から流れ込む下請け土建会社の下での軍作業の現場では、賃金の遅配・不払いや即自解雇、労働衛生を無視したタコ部屋的労務管理が横行した。労働法制定に向けた立法院の動きは、そのような奴隷労働の現場に生じた争議と同時進行して展開されることになる。

六月五日、日本道路社争議が発生すると、人民党の瀬長亀次郎はこれについての調査報告書を提出の上、「日本道路建設株式会社土建労働者の待遇改善について」の決議を全会一致で可決させ、院外に展開される労働争議を立法院に結びつける任を負った。

森宣雄の先駆的研究に詳述されるように、これら一九五〇年代前半に労働運動が顕在化する背景には、奄美からの労働者の流入を辿るように沖縄へ入ってきた非合法共産党の活動が存在している。沖縄と共に日本本土から切り離された奄美からは、三万とも七万とも言われる労働者が沖縄本島に流れ込み、最底辺労働者として基地建設現場に組み入れられていった。一九五二年、奄美共産党から那覇の人民党本部に派遣された林義巳は、一九五四年に沖縄を去るまでの期間、これら現場に入って労働争議を指導し、この活動を合法組織としての人民党に結び付けることで、森が「奄美―沖縄統一戦線運動」と呼ぶ特異な労働運動を組織した。(5)

この労働運動の水面下における非合法共産党の存在は、民政府の最大の懸案事項となった。自由労連介入以前の当局の労働政策は、労働運動の背後に見え隠れする共産主義勢力の排斥という目的を軸

に形成されるのであり、それ以上でもそれ以下でもない。したがって民政府が労働法の制定に消極的に臨んだことも当然と言える。

弾圧路線の継続——労働三法の制定と布令一四五号・布令一一六号

院外における労働運動の高揚を背景に、立法院では労働三法の制定に向けた動きが継続していた。一度は民政府からの拒否通告を受けて頓挫するものの、一九五三年一〇月には戦後初めて労働三法が制定される。ところが民政府はこれと引き換えに布令一一六号「琉球人被用者に対する労働基準及び労働関係令」（一九五三年八月）及び布令一四五号「労働組合の認定手続き」（一九五五年三月）を発布し、その骨抜きを図っている。

前者の布令一一六号は、雇用者の約半数を占める軍雇用労働者を労働三法から適用除外し、代えて同布令のもとに置くことを定めたものである。その特徴は、第一に軍関係雇用者の団結権および争議権の事実上の剥奪であり、第二に個別の労働条件については本土の労働基準法に準じ、比較的手厚く保護し得る余地を残している点である。[7] この二点の意味するところは、労働争議を介さずに、つまりそこに外部からの組織者が介入する余地を与えることなく、争議の火種となり得る労働条件の向上については布令の範囲内で対応するという体制が整備されたということである。

他方で民間の労働者については労働三法が適用されることになったが、布令一四五号はこれに大幅

な制限をかけるものであった。同布令は組合設置に際して役員名簿を提出し、民政官の資格認定を得なければならないことを定めたものであり、民政府のマークした共産主義者、あるいはそのように見做された者の影響力排除を企図したものとされる。[8]

いずれの布令についても、民政府の意図が労働運動に基盤を得つつ伸長する人民党および非合法共産党の影響力を排除することにあったことは明らかである。労働三法制定の後も民政府の労働政策の基本方針に変化はなく、労働者の権利を拡充するというより、その赤化を防止するという治安維持的関心によって特徴づけられる。

とはいえ、こうした民政府の労働運動への警戒と労働政策への無関心さは、その立場からすれば必然とも言える。一九五〇年代前半の沖縄における民政府にとっての第一義的な目的は、あくまで沖縄基地の排他的使用にあり、沖縄民政については付随的な関心事に過ぎない。これはその出自そのものに由来している。一九五〇年一二月、民政府の設置を定めた極東軍総司令部（ＳＣＡＰ）指令において、「戦前同様の琉球列島生活基準の確立」がその目的として掲げられるが、「但し、戦前の程度以上の生活基準の向上は、米国予算の援助なしに琉球住民の努力によって達成されるべきもの」と規定されるように、もとより沖縄統治に対する民政府の責任は限定的である。[9]一九五〇年代半ばまでの民政府沖縄統治の方針は、すべて同指令の「軍事的必要の許す範囲において」という前置きに拘束されるのであり、この軍事主義的な出自が労働政策や経済政策においても貫徹するのである。

こうした民政府の立場を労働運動の文脈に置き直すならば、基地建設・運営の事業主として基地労働者に奴隷労働を強いる独占的雇用者であるとともに、労働法制を握る絶対的な施政者でもあるという二重の規定によって特徴づけることができる。労働政策が常に弾圧的になるのも、また逆に奴隷労働からの解放を求める軍作業員の闘いが常に施政者としての民政府との政治的対決として表れるのも、こうした民政府自身の立ち位置そのものから派生しているのである。後に述べるように、これこそが自由労連の介入のターゲットである。

弾圧路線の破綻——島ぐるみの土地闘争

共産主義者の排撃に対する民政府の執着は、一九五四年のいわゆる人民党事件において全面展開されることになる。一九五四年八月、林ら奄美出身党員の域外退去命令の他、その秘匿の廉で瀬長や又吉一郎ら幹部を中心に二八名の逮捕者を出した反共弾圧事件である。瀬長や又吉ら公職の地位にある者をも公然と弾圧の対象になった点で、米軍の占領者然とした態度を象徴的に示す事件として知られる。

ところが、こうした弾圧路線は民政府自身の立場を危ぶめることになる。周知のように、一九五六年には島ぐるみの土地闘争が展開され、弾圧を基調とする軍事占領の破綻が突きつけられるのである。

人民党に壊滅的打撃を与えた弾圧事件以降、一九五六年六月に島ぐるみの土地闘争が展開される狭間の時期について、森はこれを労働運動鎮圧後の暗黒時代とする通説を斥けつつ、むしろ「『民主主義のショーウィンドー』としての沖縄民政の看板をすて、高圧的な弾圧手段の依存へと追いこまれていく趨勢」すなわち「占領統治の延命のための沖縄統治の事実上の破綻」とし、島ぐるみ闘争に至る戦局を次のように再設定している。

そして暴力的な威圧に依存した米軍統治体制に「総反撃」の意志を表示した「島ぐるみ闘争」とは、五二年以降すでに不可逆的な趨勢として発展しつつあった占領支配への抵抗運動が、人民党事件以降の潜伏期間をへて、再度表面に、より大きな反発力をともなって押しあげられた事態としてとらえることができる。[10]

とはいえ、以降の展開は楽観を許さない。島ぐるみ闘争の登場は、他でもなく米国自身によって最も深刻に受け止められることになるからである。土地接収の強行は土地から大量の農民を引き剥がすが、[11]その吸収先は前段に見たような軍事的目的にのみ準ずる軍作業の現場なのであり、この両極からの挟み撃ちが、元来共産主義の影響下にあるわけではない広範な住民を反米闘争へ駆り立てる動因を構成することになるのである。[12]したがって島ぐるみ闘争への米国の対応もまた、土地政策見直しだけ

ではなく、一九五〇年代末から一九六〇年代初頭にかけての経済及び労働政策の転換過程において検討されなければならない。

経済政策の転換と島ぐるみ闘争後の戦局

一九五〇年代末から一九六〇年代初頭にかけての経済政策の転換は、牧野浩隆らによって「経済主義的統治転換」と呼ばれ、沖縄戦後史における一大画期として知られる。[13] これが島ぐるみ闘争の突きつけた米軍統治の危機への対応策であった点についてはよく知られるが、これを同時代に指摘し、従来からの戦線を再設定するよう主張していたのが国場幸太郎である。

人民党事件によって瀬長や林ら幹部が第一線を離れて以降、党の中心人物として水面下に島ぐるみ闘争の組織に関わり、その収束後、新たな統治の登場と入れ違うように沖縄を去った国場は、党外にあって同時代の趨勢に警鐘を鳴らし続けた。この経済政策の転換については労働政策との関わりで後段に再度立ち戻って検討するが、ここでは議論を先取りして国場の問題設定を見ておきたい。

国場のターゲットは、同時期の経済政策の転換を米国による沖縄の属領化の意思の表現とする日本共産党や人民党主流派の規定である。[14] そこでは新たな経済政策に含まれる外資導入やドル切り替えといった事柄が、沖縄からの経済的収奪の強化を図る日米両国の植民地主義的性格の反映として理解されている。こうした党の公式的見解に対して、国場は同時代の戦局を古典的植民地政策として理解す

ることを斥け、これをあくまで基地の確保を第一義とする手段と規定した。こうした植民地主義規定の解除をめぐる党主流派との対立は、国場が党を追われ、沖縄を離れるきっかけとなる。[15]

国場の議論が公に発表される一九六〇年代初頭は、五〇年代末からの経済政策の転換に条件を得て、沖縄における経済成長が始まる時期として知られている。「復興」の五〇年代から、「発展」と「成長」の六〇年代へ。もちろん、それは甘味自給の方針に基づく特恵措置に保護された本土向け砂糖・パイン輸出の伸びや軍用地代前払いによる資金流入等、政治的配慮から創出された経済外的条件に依っているという意味で、脆弱な経済成長であったと言えるかもしれない。しかし逆に言えば、こうした条件が政治的に創出されたこと自体、沖縄経済開発に向けた日米両政府の確信的な意図を示してもいる。[16] 眼前に登場しつつある経済成長が、島ぐるみ闘争の火種を摘み、沖縄基地をなんとしても保持せんとする確固たる意思に貫かれているが故に、これに正対して新たな抗争線を作り出さなければならないと主張した国場の警句が重要になるのである。

国場にとって、闘うべき戦線は「奴隷労働」や「銃剣とブルドーザー」に象徴される野蛮な米軍統治ではなく、より洗練された高度成長経済への移行過程の分析の上に立って、新たに再設定される必要があった。労働運動は農民と共に、そのフロントラインに立つべき勢力として想定されている。

一九五六年のいわゆる〝島ぐるみの土地闘争〟以後、沖縄の労働者の組織率は徐々に上昇する傾向を見せ、現在は十三万人の被雇用者の中二万人近くが労働組合に組織されているが、これに農民の組織が進むとすれば、沖縄の日本復帰運動は労働者と農民の組織を中心にして質的な発展を遂げられと思われる。アメリカ政府の統治政策の転換によって、その客観的な条件は生まれている、残る問題は革新政党がこの条件を正確に把握し、沖縄の歴史的・社会的条件と民衆の意識状況に即しつつ、日本復帰という沖縄の当面している政治目標に向って粘り強い組織活動を続けつつダイナミックな大衆運動の形態を創出する主体的な努力であろう。[17]

米軍統治の変容に対する国場の分析と警句は一九六二年当時には異端とも言うべき先駆性を備えていたが、階級闘争のアジテーションについては遅きに失した感がある。国場が新たに設定しようとした戦線には、既に自由労連が張り付いていたからである。両者はある意味で、島ぐるみ後の沖縄の戦局についての認識を共有していた。自由労連にとっても、労働運動はもはや弾圧の対象ではなく、積極的に組織し自らのうちに引き入れるべき獲得目標となっていたのである。自由労連は一九五六年五月の沖縄調査団派遣を以て、その先手を打つことになった。

二　国際自由労連と米国民政府の折衝過程

前節に見ておいたように、一九五〇年代半ばの島ぐるみ闘争に直面して、米軍統治の弾圧路線はその破綻の危機に立たされた。おまけに同時期の民政府による沖縄統治は、内部の情勢によって揺さぶられただけではなく、外部からの非難の声にも晒されることになった。民政府の軍事主義的沖縄統治が破綻の淵に追いこまれていく事態に直面して、自由労連の介入が求められるのである。以下、まずは自由労連の沖縄への介入の経緯をざっと概観した後、現地での活動を見ていきたい。

沖縄調査団派遣の派遣から駐在事務所設置までの経緯

一九五〇年代半ば頃には、沖縄の労働者が置かれた状況について日本本土の労働団体の内部でも関心を集めるようになっていた。一九五三年頃には国際人権連盟が占領下沖縄の実態調査に向けて動き始め、日本自由人権協会に働きかけていたが、一九五五年一月頃からこれを取材した『朝日新聞』による一連の報道をきっかけに、占領下沖縄の状況は広範な関心を得ていく。[18]

人権協会の調査に基づく朝日報道は、土地問題・労働者の置かれた現況・人権侵害など沖縄住民が被る様々な不条理を暴き出し、これが各々の分野での関心を誘発することになった。報道機関の立場から言えば、民政府による言論弾圧そのものが占領統治の不当さを証立てるものであったが、同様に

労働者の置かれた状況は国内外の労働団体の注意を引きつけた。こうした情勢を背景に、一九五五年七月の総評大会では奄美労評によって提案された「沖縄への『国民的調査団』の派遣」決議が満場一致で採択されるに至るのである。[19]

こうした日本本土側の沖縄に対する関心は当然ながら民政府の警戒の対象であった。日沖間の労働運動の接触については、渡航はおろか、一九五〇年代前半にはその内情を知らせる手紙さえ検閲の対象となり、徹底的に遮断されていた。[20] 日本本土から直接「国民的調査団」を派遣するという先の決議は、その実現という点から言えば時期尚早だったと言える。

とはいえ、公式の経路はそのように塞がれたままであったが、非公式に伝えられる沖縄の労働事情に対する本土労働運動の関心を無視することも不可能になりつつあった。この時期までに、後に沖縄県労働組合協議会（県労協）の初代議長を務めることになる亀甲康吉（沖縄電気通信従業員組合、後に沖縄全逓）と本土全逓の中心人物であり、国際労働運動とのハブでもあった宝樹文彦との連絡・支援体制も水面下に作られており、民政府による移動・連絡の強硬な妨害は日本本土の沖縄に対する関心を削ぐどころか、それ自体弾圧の象徴として注意を引き付けるようになっていた。

さらに一九五五年一一月に沖縄返還国民運動協議会が結成され、本土における沖縄の争点化は既に避けがたい流れとなって表面化しつつあった。[21] こうした動向は一九五〇年代後半以降ますます加速し、一九六〇年の安保改定交渉を控えた米国国務省の憂慮するところとなったことは周知のとおりで

ある。[22] 民政府の強硬な弾圧路線は沖縄の外からも非難の的となり、これに代わる新たな沖縄統治の方法が模索されるようになる。

日沖間の接近と、これに条件を得て顕在化する復帰運動を反米・共産主義勢力の提携と見做して強硬に遮断しようとする民政府との対立が緊張を増すなか、その隙間を縫うように自由労連の介入が始まる。総評決議に先立つ五月の自由労連第四回大会において「沖縄の労働者の組織強化」の問題が提起・決議されると、これに基づいてオルデンブロック（自由労連書記長）、ダイアン・シング・マンガット（自由労連アジア書記長）、そして宝樹との間で協議が進められた。国際自由労連は米国産別会議（ＣＩＯ・後に米国労働総同盟ＡＦＬの合同）を通じて国務省に情報提供を申し入れ、一九五五年一二月第一六回執行委員会で日米アジア代表からなる沖縄調査団の派遣を正式に決定する。[23] 日本本土からの介入を嫌う民政府を回避するためには、自由労連を介していったん米国に問題を預ける必要があったのである。

第一回国際自由労連沖縄調査団の派遣とウィーバー報告書

米軍当局と事前調整を行った上で、いよいよジョージ・ウィーバー（米合同運輸サービス労組）を団長とする調査団が沖縄に派遣される。ウィーバー調査団は東京にて総評・全労・新産別等との意見交換を行った後、五月一五日より沖縄入りし、同月二六日までの一〇日間の日程で調査を行った。[24] 滞

在中、調査団は民政府および琉球政府関係者の他、現地の労組や土地を強制収用された農民も対象として意見聴取を行なった。その始終は連日新聞紙面に報道され、住民から大きな期待を集めていく。

ウィーバー調査団の報告書は、自由労連の沖縄に対する介入の入射角を推し量る上で極めて重要な検討対象であるため、ここに報告書の基調を見ておきたい。報告書の文面は次の三つの要素から構成される。第一に、前段に見たような民政府の弾圧的労働法制や労働条件の不当さの摘発・是正勧告であり、第二に、その根拠としての在沖米軍基地の確保という軍事的目的の確認である。つまり現行の労働政策の刷新が求められるのは、それが「アメリカ民政府並びに沖縄における軍に対するはなはだしい悪感情を惹起した」ために他ならない。そして第三に、そのような刷新が現行の体制によって果たし得る見込みがないという診断の下、自ら動いてその任に当たるべきことの宣言である。これは後に駐在事務所の設置に具体化されることになる。

これら三点を要約的に示す箇所を引用しておこう。報告書の結論にあたる部分には、「われわれは、軍事支配の下に運営される軍事的防衛基地の必要から伝統的な民主主義的慣行が制約を余儀なくされることを知っている」との断りの後、次のように警告される。

軍事統治下にあるという事実は、労働組合の結成を奨励するアメリカ政府の政策が実現し損なうことを曖昧にするものであってはならない。沖縄における現状によれば、アメリカの軍組織の政

策面において労仂組合の技術面と近代的労使関係の概念に経験ある職員がいないことが現在の沖縄の労仂条件を不満足にしていることを大きく物語っていることは明らかである［中略］現在沖縄における最終責任を負うアメリカ軍によって、基本的な組織的行政的改革が実行されない限りアメリカ政府のこの分野における公式の政策は挫折せざるを得ないであろう。[25]

注目すべきは、自由労連が「軍事支配の下に運営される軍事的防衛基地の必要から伝統的な民主主義的慣行が制約を余儀なくされること」即ち基地の存置とその運営上必要とされる労働法制上の制限を是認した上で、それ以外の有害無益な制限から腑分けしていることである。報告書は民政府について「健全な民主々義強固な経済および、健全な教育をうけた国民を発展させる責任を負っている」という点を確認するのみで、その存在については疑義を差し挟まない。沖縄における軍政の是非については触れることなく、しかしその継続を前提として、これを補完することを自らの任務として提示するのである。

国際組織であるはずの自由労連が「米国の公式の政策」のために動くというのも奇妙に見えるかもしれないが、もとより戦後の国際労働運動の趨勢は冷戦下における対立関係を反映しており、自由労連についてもその最大勢力であるＡＦＬ-ＣＩＯのイニシアティブを除外して理解することはできない。ウィーバーの他、自由労連を代表して派遣される駐在員達は、同時に米国対外労働政策の担い手

でもあることを考えるならば、その立場からする沖縄統治への介入も不自然なことではない。[26]

現地の反応——自由労連の評価

ウィーバー報告書は一九五六年七月の自由労連の第一七回執行委員会に提出・承認され、上述した労働政策の刷新、軍事基地機能の安定化、現地の労働運動に対する自由労連の直接指導の導入の三点が自由労連の沖縄に対する公式の立場として確定されることになる。

これに対する現地沖縄の反応は、概ね次の二つの立場に整理できる。第一に、基地の存置を確認した箇所については留保しつつも、その介入に民政府に対する抑止を期待し、原則的にこれを歓迎する立場であり、第二に、同じ箇所を民政府との共働関係の証左とし、基本的にその介入に敵対的態度を取る立場である。

球政政府労働局の発行する『琉球労働』一九五六年一〇月号は、労組幹部を中心に先の報告書についての意見を集めた特集を組み、同時代の反応を伝えているが、ここに掲載されたコメントはいずれも第一の立場で共通する。ここに掲載されたコメントの内、たとえば安次峰信（沖縄電通労組執行委員）は、「現在沖縄の世相は全く混沌としており、何の希望もなし、また何等頼るべき処もないときに、突如として我々に実に信頼できる友として大なる希望を持って来たのが調査団である」として、その介入を歓迎しつつ、上に引用した箇所については「沖縄に軍事基地が存在する限り沖縄の労働者

は決して根本的に救われないと断言しているのに何故勧告に於て根本的に救う様発言しなかったのであろうか」としている。[27]

他方、労働運動に自由労連の影響が及ぶことを警戒し、対決姿勢を構えたのは、一九五〇年代前半に労働運動の指導に当たった人民党・非合法共産党及びその影響下にある労働運動である。ウィーバー報告書において「民主々義に不可欠の強力な健全な自由な労仂組合運動に対する障害となっている」と名指しで糾弾された人民党は、同時期に作成された文書においてこれを「語るに落ちる」として斥けつつ、報告書が「軍事優先」を基調とする点を指して「アメリカの□□の政策に奉仕する労仂貴族ウェバー団長の面目躍如たるもの」としている。[28]これまで労働運動対する指導的地位を占めてきた人民党からすれば、沖縄の労働運動に必要なのは民政府の布令による弾圧ではなく自らの直接指導であるとする自由労連の勧告も、警戒すべき外部からの工作以外の何物でもなかったのである。

先にも述べたように、ウィーバー報告書はその後の自由労連の対沖政策の入射角を規定するものであり、これに対する上述のような二つの相異なる立場は、そのまま沖縄労働運動史上における自由労連の評価を二分する対立軸を構成している。たとえば前原穂積（那覇市職労、後に全沖労連書記長）は一九七〇年の時点で次のように述べ、自由労連の沖縄への介入を総括している。

さらに米軍は、国際自由労連にも一役買わせたのである［中略］一九五六年五月、国際自由労連

調査団が沖縄に派遣された。それはアメリカ政府が計画をすすめていた軍用地一括買い上げに反対して、全県民が火の玉のように燃えあがっているときであった。同調査団は七月に国際自由労連執行委員会に報告書を提出し、賃金をはじめ沖縄の労働問題の改善を勧告したが、それは同時に、軍事基地の必要を認め、「自由世界の防衛が沖縄軍事支配として使用することを必要とする限り、決して完全な民主的条件が沖縄に実現されることはないであろう」といって、アメリカ帝国主義の国際労働運動内部における手先としての本性をあからさまにあらわしていた。報告の真意は、沖縄の労働者にアメリカの軍事基地軍事的・植民地的支配を認めさせ、そのワクのなかでの労働運動をさせるように指導する必要があるということにあった。[29]

前原が強調するのは、報告書に述べられたような自由労連の沖縄に対する介入が基本的に民政府との共働関係として展開されたという点である。前原の観点を取るならば、両者は反共主義及びそのために欠くべからざる在沖米軍基地の保持という目的を共有しており、労働運動の取り扱いをめぐる民政府と自由労連の対立も、この共通の目的の上に成立する方法論上の対立に過ぎないということになる。

また、逆に自由労連の果たした積極的役割に目を向ける立場からは、この方法論上の不一致部分が民政府との対峙関係として強調される。その主観的意図がどうであれ、客観的には労働運動に対する

民政府労政と取っ組み合い、弾圧に対する防波堤となってその発展の「底上げ」を担ったというわけである。[30]

だが、その意図するところが同じだからと言って、両者の選ぶ方法がいずれも同じ帰結をもたらすとは限らない。自由労連を民政府がその沖縄統治を継続するために呼び寄せた「手先」と見做す前原に対して、新崎盛暉はこれをやんわり斥け、その介入は民政府の到底考え及ばないような「高等戦術」であるとしている。[31]これは一九五〇年代前半の労働運動に対する民政府の態度を想起しても明らかである。それでは、自由労連の介入は如何なる意味での「高等戦術」なのだろうか。

実際のところ、民政府にとっても自由労連の介入は必ずしも手放しに歓迎されるものではなかった。自由労連の沖縄への関与は当初から駐在事務所の設置を視野に入れたものだったが、これが実現するまでには調査団の派遣からさらに三年の調整期間を要している。[32]ウィーバー報告書に対して、民政府は軍事目的で駐留する現地責任者の立場から勧告された各改善項目の妥当性と、これを民政府から独立した自由労連の駐在員に委任することの是非を仔細に検討し、同年中には駐在事務所の設置に同意するとの立場を明らかにしている。ただし、その活動の大枠はあくまで民政府が定めることを前提とし、これを共有し得るように、米国籍を持つ駐在員を派遣するよう固く留保をかけている。[33]

結果から言えば、両者の関係は協働と緊張とが捻じり合わされた複雑な様相を呈することになる。歴代の駐在員達はいずれも米国籍を持ち、共産主義に対する防波堤としての沖縄基地の役割を理解し

ており、その点では民政府の希望した通り、協働関係を築く素地があったと言える。が、労働運動の具体的な取り扱いをめぐって、両者の立場は度々真っ向から対立する。そのような協働／緊張の両側面が、それぞれ自由労連に対する評価に対応することは言うまでもない。しかしながら、その捻じり合わされた関係の総体が意味するところを理解するためには、自由労連の評価の是非という先行する論点を再設定する必要がある。

自由労連と民政府の関係を根本的に規定するのは、同時期における米国沖縄統治の危機と、これを回避すべく打ち出される新たな統治方針であるということを確認しておこう。自由労連による民政府労働政策への介入は、控えめに言えばその補完を企図するものだが、同時代における沖縄統治の転換の一環を成すという意味では、単純に現行の軍事主義的沖縄統治の延長線上にあるわけでもない。自由労連の介入は、前原が言うところの「軍事的・植民地的支配」を確立せんとする意思ではなく、むしろその刷新なくして沖縄基地の保全そのものがままならないという同時期の米国沖縄統治の危機感を示唆しているのである。したがって「高等戦術」の語の含意は、この危機を回避すべく打ち出される新たな沖縄統治の方向性の中で、自由労連が如何なる位置を占めたのかという問いとして詰めていく必要がある。自由労連と民政府の協働／緊張の両義的な関係性の意味も、この問いを引き絞る過程でおのずから明らかとなるだろう。

自由労連と民政府の共働関係

まずは民政府と自由労連の共働関係について見ていきたい。両者は度々会合の機会を設け、労働運動の状況についての意見交換を行い、文字通り協働して労働政策の改訂に当たった。国際労働運動の基準に照らして現地の労働者に与えられるべき権利を代弁する自由労連の立場と、軍事的観点からこれを規制する民政府の立場とは、相容れないこともしばしばであったが、[34] 人民党を介することなく当局と折衝し得る窓口が作られたことは、労働運動に対する民政府の態度の軟化を促した。

その効果は、なにより現地労働運動の組織的規模の急激な拡大という事実によって証立てられる。ウィーバー調査団の派遣以来、政府部門を中心として、徐々に労働組合の組織化が進められてきたが、一九五九年九月六日、初代代表としてハワード・ロビンソン（米国電機ラジオ機械国際労組）が派遣され、沖縄駐在事務所が本格的に稼働し始めると、この流れは一気に加速する。ロビンソンの着任する以前、一九五八年末の時点で八、五〇〇人ほどの労働者が組合に組織されていたが、その任期を終えた六一年の末には倍の二〇、〇〇〇人に達している。同時に、増大する労働組合を糾合する全島的統一組織の設立が目指された。一九五八年七月には主要労組三役で構成される沖縄労働組合連絡協議会（沖労連）が組織され、統一に向け備えていたが、ロビンソンが任期を終えて沖縄を去る一九六一年六月一七日にはこれを母体に全沖縄労働組合連合会（全沖労連）が結成される。[35]

とはいえ一九六〇年代初頭の時点では、自由労連の目指した労働組合運動の確立とは未だ程遠かっ

た。全沖労連は統一春闘を展開する実力を備えた戦後初の本格的統一組織ではあったが、結成当初加盟していた二八単組六、五〇〇名は全組織労働者に占める割合としては三割強に過ぎない。またその内部にも沖縄乃び日本本土の既存政党・労組との関係が引き入れられ、当初より対立を孕んだままスタートすることになった。これは後に全沖労連の組織分裂と県労協への再編過程に顕在化することになる。

他方、布令一一六号の適用下にあった軍関係雇用者についても、布令一一六号の制約下にもかかわらず、急速な組織化が進められた。ロビンソンは独自に軍雇用者の組織化に向けて準備していた上原康助（後に全軍労委員長）らのグループに接触し、人民党指導の不在を確かめた上で[36]ブース高等弁務官との交渉に乗り出し、両者を仲介するかたちで組織化を進めた。結果、「最高司令官は琉球諸島における労仂組合組織を支援することが彼の政策であると宣言し、さらに労使双方とも健全な民主的労仂組合組織によって最大の利益をうるであろうその見解を表明」させることに成功し、軍に直接雇用される約一二、〇〇〇名の労働者のうち、三、〇〇〇名程度を組織するに至る。[37]

これら軍関係労組は全沖労連への加盟を見送ったものの、全沖労連結成の翌日には連絡組織として全沖縄軍労働組合連合会（全軍労連）を結成し、これを以て民間及び軍関係労組のそれぞれが統一組織を持つことになった。後に全軍労連は一九六三年七月には全沖縄軍労働組合（全軍労）への移行を決定し、翌年全沖労連を再編するかたちで結成される県労協に合流したことにより、軍民統一組織の

結成が実現する。

自由労連の介入は、民政府と労働運動の間に緩衝地帯を設け、一九五〇年代からの対立関係を緩和することで、以上のような急速な展開を可能にした。全軍労の結成に至る経緯について見ても明らかなように、両者の間には一定の対話関係が成立しており、これが一九五〇年代前半の人民党・非合法共産党指導下の労働運動との違いを生んでいるのである。民間・政府部門においても事情は同様であり、各労組内部に自由労連に対する一定の警戒を残しつつも、民政府からの弾圧を避ける上でその口利きは不可欠であったと言える。

民政府と自由労連の緊張関係——「労働組合主義」教育

それでは、民政府と自由労連の緊張関係についてはどうか。これを理解するためには、自由労連の労働運動への働きかけに目を向ける必要がある。既述の通り、自由労連の現地労働運動への介入は、その従来の導き手であった人民党と競合関係にある。民政府と自由労連の協働関係を基礎づけるのは、労働運動に残存する共産主義者を指導的地位から引きずり下ろし、これに代えて自らの指導体制を確立するといういまひとつの任務に他ならない。

その一端を担ったのが、組合指導層に対する労働教育である。民政府の管轄する国民指導員制度を利用した米国視察研修やカルカッタの国際自由労連労働大学への留学など、海外派遣を伴う教育プロ

グラムの他、現地でも労働講座を実施し、新たな指導者層の育成が図られた。[38] これらは人民党指導下の労働運動が労資の階級対立を前提としたのとは対照的に、より穏健な労使協調の観点に立って労働者の地位向上を目指すいわゆる「労働組合主義」の導入を目的とした。

これら労働教育によって経済的要求が政治闘争へと転化することのないよう安全弁を設け、人民党などの「左翼政党」に介入の余地を与えないことが民政府の労働運動に対する警戒を解く上での条件となるのである。ウィーバー報告書にも指摘されるように、民政府は「労仂組合主義と共産主義とを同列にみる傾向」にあり、現地の労働組合を対象とした労働教育は同時に、当局の疑念を晴らす上でも不可欠だったと言える。[39]

とりわけ労組代表が国民指導員制度の対象となったことは、こうした労働教育の浸透と同時期における労働運動の地位の変化の関係を象徴的に示している。一九六〇年二月、一一人の労組代表が初めて国民指導員として渡米し、ＡＦＬ-ＣＩＯの協力を得て直接その教育プログラムを履修している。派遣メンバーの帰沖後、ロビンソンやスタウト民政府労働部長も臨席して行われた懇談会では、実地に学んだ米国流の「労働組合主義」の方針が国民指導員自らの口から語られている。

いわく、「日本の場合、労組活動の政治目標が社会主義社会の建設にあるようですが、米国の労組活動は資本主義社会の枠内で自分達の問題を解決発展させるということにしぼられるようです」（浜端春栄）、「米国の労働組合は自主独立の気持ちが強く、政党に指導されることはありません」（島袋

勇)、「米国の組合は国旗をバックにしており、赤旗というものがありません」(前田朝功)、「労働運動を政治活動と結びついた従来の行き方と一線を画し、経済年争［原文ママ］で進みたいものです」(米須隆)。[40]

スタウトとロビンソンが見つめる前での国民指導員達の発言は、民政府と自由労連がその共働関係を維持する上で土台となるべき「自由にして民主的な」労働運動の心得を示している。この土台が固まるとともに、労働政策転換に向けた民政府と自由労連の折衝は摩擦を減じていくのである。ここで注意すべきは、両者の呼吸が合い始めるということは、同時に沖縄統治から民政府が手を引いていく過程の一部でもあったという点である。

両者の折衝過程は、民政府が労働政策について保持する責任と権限のうち、何を放棄し、誰にこれを譲り渡すのかを基本軸に進められる。たしかに自由労連の駐在員達は民政府による労働運動への不当な弾圧の訴えがあれば——それが共産党指導に扇動されたものではないと主張し得る限りで——民政府に抗議し、場合によっては自由労連本部を介してホワイトハウスに直接働きかけ、その是正を要求するなど、しばしば民政府との対決姿勢を示した。[41] しかしながら、そのような個々の事案をめぐる対立は、従来の直接的な弾圧路線を排し、労働組合に自主的な運営の余地を与えるという自由労連の新路線の導入に際する技術的な摩擦に過ぎない。

そして民政府の譲歩によって引き出された責任と権限は、自由労連の監督のもと、最終的には沖縄

の労働運動へと引き渡されなければならないのであり、この意味において両者の折衝過程は、同時期における米国沖縄統治の方針転換を反映したものとなっているのである。民政府と自由労連、そして労働組合を含めた三者の関係の再編過程と、米国の対沖縄政策の転換過程との連関は、一九六一年九月二日、ロビンソンに代わって沖縄駐在事務所に派遣されるジェラルド・ダニエル（米国石油化学原子力労組）の時代により鮮明に浮かびあがってくる。

布令一四五号の撤廃と「自由にして民主的な」労働運動の登場

ダニエル在任中、自由労連と民政府との協働・対立の関係が如何なるものであるのかを最も見えやすいかたちで示した出来事が、布令一四五号の撤廃である。同布令については、以前より労働運動内部で「死文化闘争」が展開され、全沖労連の一九六二年の春季運動方針にも盛り込まれる予定であったが、一九六二年二月八日キャラウェイ高等弁務官によって正式にその廃止が発表された。

布令一四五号の撤廃に際するキャラウェイの声明では、「布令一四五号の本来の使命――つまり組合が新しく結成された場合、それが好ましからざる人々によって支配されることのないようにするためには同布令はもはや必要のないものであ」り、「また労働運動の責任ある指導者諸君も今では布令がなくても組合の管理を十分に行える能力を有し、またその能力を発揮する機会を与えてもらいたいと希望してい」るという「弁務官室外からの意見」を容れ、これを信頼することが宣言されている。[42]

ここで言う「弁務官室外からの意見」については、一月二五日に国際自由労連諮問委員会名でダニエルが提出した撤廃要望書を指したものと見て間違いないだろう。[43] ロビンソンの来沖以来、労働運動の要求を人民党・非合法共産党を介在させることなく当局に対して代弁する回路の開設が目指されてきたが、自由労連諮問委員会もその一つである。そして民政府から奪取されるべき労働運動の獲得目標が自由労連の手を介して与えられたことは、この回路を通じて「自由にして民主的な」労働運動が登場することを意味している。自由労連にとって布令一四五号の撤廃の眼目は、民政府による頭ごなしの弾圧に代えて、自らその機能を対面関係において担いつつ、最終的にはこれを労働運動内部の規律へと移転することにより、より効率的な反共体制を構築することであったと言えよう。

自由労連とケイセン調査団

一九六二年三月一九日、プライス法改正による対沖援助の増額、日本の潜在主権の再確認と、これに基づく日米沖協調路線の導入、そして住民自治の拡充等を盛り込んだ大統領行政命令一〇七一三号の改正が発表された。ケネディ新政策として知られるこの新路線の策定に先立ち、前年一〇月、その骨子をまとめる調査団が沖縄に派遣される。ケネディ政権のブレーンの一人カール・ケイセン大統領補佐官を筆頭に、国務省、陸軍省、国際開発局、そして労働省など省を跨いだ専門家集団から構成される調査団の来島は、米国沖縄統治の総点検とも言うべき様相を呈した。

ケイセン調査団報告書については当時非公開であったため、ケネディの声明に明示的に反映されなかった点についてはあまり注目されてこなかったが、調査項目には労働運動の情勢および民政府の労働分野における施政の評価も含まれている。[44]

これらの問題事項について報告書では、過度に抑圧的な労働法規が基地の安定的保持という大目標に反することへの警告が基調となっているが、これが沖縄統治の継続上米国の保有する必要のない行政機能を琉球政府に委譲し、その自治権の拡大を企図したケネディ新政策の大筋に合致したものであることは言うまでもない。[45]

布令一四五号については「直接的には基地の安全保障上資するところがほとんどないばかりか、間接的には友好的関係にあり得るはずの労働者に不満を抱かせ、反米主義的扇動者に結集点を与えることになる」として、その廃止が勧告され、また一一六号についても撤廃には至らないまでもその改善の余地が指摘され、外部からの援助を得て修正を加えるよう勧告されている。[46] 住民の自由を侵害し、その結果反米感情を抱かせるような統制については、基地の存置に差し障りないと見做される限りで整理の対象となるのであり、布令一四五号および布令一一六号の存廃についてもまた同様の観点から問題化されるのである。

ここで留意しておくべきは、報告書における労働分野の問題事項及び改善勧告は、その策定に際して、自由労連の意向が色濃く反映されていることである。というのも調査団が沖縄に派遣される際、

第一次自由労連沖縄調査団の団長を務めたウィーバーが国際問題担当労働次官補として在ワシントン作業班に参加しており、また現地駐在事務所代表名義でダニエルによる意見書が提出され[47]、これが先に挙げた報告書の文面に反映されているからである。もちろん報告書はあくまでケイセン調査団独自の情報収集に基づき、内部での検討を経た上で作成されるものであり、自由労連の意向を無条件に取り入れたものと考えることはできない。しかしその文面に当たる限り、一九五六年のウィーバー報告書からダニエルの意見書の延長線上に読むことができることは明らかである。これらのことは、自由労連の沖縄への介入が、一九五六年の最初の接触の時点から、米国沖縄統治の転換過程の一環を成していたことを示唆している。

三　米国の新しい沖縄統治と国際自由労連のターゲット

前節で見てきたように、自由労連と民政府との協働と緊張の捻じり合わされた関係性は、同時期における米国沖縄統治の刷新過程の中で理解されなければならない。本節ではこれを経済政策の転換との関わりで捉え返していこうと思う。まず、自由労連による民政府への働きかけが同時期における経済政策の転換に条件づけられていることを見た後、これらが総体として如何なる統治のありようを示しているのかを問題にしていきたい。

労働政策の根拠と自由労連のターゲット

先にも引いた『琉球労働』の自由労連調査団報告書特集の中で、たいら恒次は重要な論点を提出している。報告書について概ね賛意を以て受け入れつつも、勧告された内容を民政府に強制し得るような具体的根拠が欠落していることを次のように指摘している。

> 自由労連の批判はつまるところ、琉球における駐留軍の道義的義務づけに終始している。したがって駐留軍がもし左様な義務はわれわれにはならないとつっぱねれば自由労連の勧告は一蹴されてしもう［中略］義務を自覚もせず、従って履行もしなかった人々には、義務を指摘するだけではなく履行せしめる力を誰かに与えなければならない。(48)

たいらにとって民政府に義務を履行させるべき「誰か」とは、労働者以外ではあり得ない。続けて述べる。「自由労連が労働者の機関であるならば、行政当局が労働者に対してどうすべきかをとくよりも、あるひはそれをとくと共に、かかる状態にあって労働者は如何にすべきかを、即ち自らの地位改善のためにどうたたかうべきかを示すべきであったと思われる」。

もちろん既に見てきたように、報告書に勧告された自由労連代表の沖縄への派遣は三年後には実行に移され、これが直接たいらの要請に応えることになるのだが、それは報告書発表当時にあってたい

らのあずかり知るところではない。ここで重要な点は、たいらが道義的根拠に代わる強制力が不可欠であることを強調していることである。

たいら自身はこれを労働運動による主体的な突き上げとして設定しているが、労働運動が即自的に民政府労政に対する強制力たり得るわけではない。占領下沖縄における労働運動は、自由労連の介入を得る以前には端的に弾圧の対象でしかなかったことを想起しておこう。問題は、民政府がこうした労働運動の要求を容れるか否かという局面においてこそ、道義的根拠に代わる強制力が求められるということである。

もちろん民政府の労働政策転換に際して、自由労連が労働運動の後ろ盾となったことが有効に働いたと言うことはできる。しかしながら自由労連が民政府に対して強制力を持ち得たのは、米国の沖縄統治方針の転換の中にその根拠を確立したからに他ならない。すなわち一九五〇年代末から一九六〇年代初頭にかけての経済政策の転換こそが、労働政策転換の条件となっているのである。

そもそも労働政策が労働力の保全を目的とするものである限り、その根拠は資本主義経済体制の内部に求められる。大河内一男の古典的な定義を引いておこう。

資本主義制経済におけるすべての社会政策が、すなわち「労働力」の全般的な摩滅と喰潰しとを防止し、「労働力」総体の「健全な」培養を目的とする社会政策の必然性は、右のような資本に

対する労働の階級的闘争によってはじめて与えられるものではなく、むしろ資本制的な産業社会そのものの順当な運営のための経済的必然性に属するものであって、ほんらい、資本主義経済の「自然律」として考えられるものなのである。[49]

第一節に述べたように、民政府の沖縄における立場は、基地労働者に対する使用者にして労働法制を司る施政者でもあるという二重の規定によって特徴づけられる。このために一九五〇年代前半までの基地関係の労働現場では、「労働力の全般的な摩滅と喰潰し」を前提とするような奴隷労働——大河内の言うところの原生的労働関係——が放置されることになるのである。元来軍事目的以外に沖縄統治に関わる理由を持たない民政府にとって、沖縄民政は副次的な関心事に過ぎず、そのため労働政策については基本的に無策であるか、策が打たれても温情的な意味しか持ち得なかったのである。労働力は基本的に軍事基地建設という唯一の目的に準じて濫費されるに任されるのであり、このことが労働争議の頻発と労働法制定への動因となったことは既述の通りである。

自由労連の介入の目標は、人民党・非合法共産党の介入を得て先鋭化する労働運動と民政府の対立関係が反基地・反米闘争へと転化する危険性を除去することにあったと言えるが、その際の直接のターゲットは、こうした民政府自身の立場であった。自由労連から見れば、上述の二重規定に示される軍事主義的労働政策こそが労働運動に対する共産主義者の介入を容易にし、これを反基地・反米闘

争へと転化せしめる条件を提供しているのである。その意味では、民政府が躍起になって排除しようとした労働運動に対する共産主義勢力の影響力は、民政府自身の位置取りに根拠を持っていたと言うことができる。民政府流の対症療法に対して、自由労連の介入は現行の労働政策の内部に問題の根源を認め、いわば体質改善を図ることで、労働運動から反基地・反米闘争の根拠を取り除こうとしたと言える。

自由労連の介入がそのようなものであるとするならば、これを外部からの工作とすることも、必ずしも正確な理解とは言えない。自由労連の介入以前の労働運動が反基地・反米闘争として展開される根拠が民政府自身の軍事主義的立場そのものに求められ、またその限りであったとするならば、労働運動が反基地・反米闘争へと転化するそれ自体の内在的根拠を持ち得たかどうかは、たちまち問いに付される。自由労連の介入は、労働運動に抱え込まれていた潜在的な問いを改めて突き付けたに過ぎないのである。島ぐるみ闘争以降の戦局の行方についての国場の危機感もこの点に関わるだろう。

ともあれ、自由労連の介入が有効であるためには、一九五〇年代末から一九六〇年代初頭の経済政策の転換を待たなければならなかった。経済政策の転換の中に「『労働力』総体の『健全な』培養」を要請する「経済的必然性」が確立されて漸く、その介入は民政府における労働政策の転換へと結びつくのである。

プライス法の制定と現地責任者としての民政府の欠陥

冒頭、国場の問題意識に即して述べたように、一九五〇年代後半は貿易・為替の自由化及び通貨のドル切り替えなどによって外資の導入が図られた他、これまで抑えてきた日本政府援助の積極的受け入れ、後述する米国議会におけるプライス法の制定による援助支出根拠の法的確立など、経済政策の抜本的再編が図られた点で沖縄戦後史の一大画期と見做されている。これら一連の経済政策の転換の中において、民政府労政に転換を強いる根拠が確立されるのである。

とりわけここで重視したいのは、一九五八年八月に発案され、一九六〇年七月に制定されるプライス法である。同法は沖縄統治に対する米国大統領の責任を明記し、その民生向上のための努力を義務付けるとともに、従来年度毎に立法措置が取られた沖縄援助に法的根拠を与えるもので、これによって本格的な経済開発計画の策定が可能になった。[50]

現地沖縄においては一九五八年六月に琉球政府・民政府および民間有識者から構成される合同経済財政諮問委員会が設置され、プライス法の審議が難航する間にも長期経済計画が準備されていた。自ら委員長としてその策定に関わった太田政作によれば、同計画は「現在米国議会において審議されておりますプライス法案の成立促進ならびに同援助金獲得のための基礎資料にもする」ものであり、[51]両者はもとより対応関係にある。

プライス法の制定により、長期経済計画を予算要求根拠とした米国の財政支出義務が定められるの

であり、この関係について言えば沖縄統治に対する米国の曖昧な態度は刷新され、その責任が明確に規定されることになった。この意味においてプライス法は、民政府に援助資金投下のための根拠を与えたのみならず、米国大統領の名において沖縄経済開発を引き受ける現場責任者として任ずるものなのであり、その立場からして労働政策に対する無関心は許容され得ない。いわば道義的救済心からではなく、経済的要請として労働政策が問題になるのである。

しかしながら、当の民政府にその自覚があったかは疑わしい。第一節に見たように、元来民政府は軍事基地の安定的運用に対してのみ責任を負うのであり、プライス法が要求するような経済及び社会開発の担い手としての適格な意思と能力を欠いていた。すくなくとも労働政策に関して言えばウィーバー報告書に述べられる通りであり、自由労連による労働政策への介入は、その補完の必要性を端的に示している。プライス法の制定は、沖縄経済への日本政府援助及びその発言権の増大を嫌う民政府にとっても歓迎すべきものだが、皮肉なことに民政府による沖縄統治の欠陥を浮きぼりにすることにもなったのである。

プライス法の改正と新たな沖縄統治の登場

プライス法の成立が米国の沖縄に対して負う責任の明示することであったとするなら、一九六二年に打ち出されたケネディ新政策においてその改正が図られたことは、これを一層強調するものであっ

たと言える。ケネディの声明に明言されるように、一九六〇年代以降の沖縄の賃金・公衆衛生・教育・福祉の目標水準は、かつて設定された戦前並みから、同時期高度経済成長期の只中にあった日本本土並みに引き上げられることになった。[52] これは単に達成すべき目標水準の高低ではなく、継続的な経済成長に向けた沖縄統治の大々的な転換を図ったものと理解されなければならない。

これに応じてプライス法に基づく対沖援助上限額は制定当初の六〇〇万ドルから二、五〇〇万ドルへと大幅な増額が図られた。もっとも、議会の側では沖縄における米国権限の相対的後退と米国援助増額の両方を盛り込んだケネディ新政策への反発が強く、結果的には一、二〇〇万ドルに減額された上で可決されている。[53] 実際の妥結額はどうであれ、同法の改正過程は米国の沖縄に対する位置取りの変化を克明に跡付けている点で重要である。

同法改正案を預かった下院軍事委員会は原案通りこれを採択するよう勧告しているが、その際二つのキーワード――「太平洋の要石」そして「民主主義の陳列棚」を挙げてこれを根拠づけている。いずれも共産主義の脅威から自由世界を防衛するという周知の目標を表現したものであり、ここに初出というわけでもない。しかしながらプライス法改正の妥当性を語る根拠として持ち出されるに当たり、これらの言葉は従来の文脈から微妙に離れ、その関係性を変えているように見える。

前者の「太平洋の要石」は対日戦争の教訓に起源を持ち、米国の太平洋地域における軍事上の要請から、沖縄に排他的支配を確保することの重要性を示す言葉である。[54] 下院軍事委員会においても「琉

球諸島は極東の死活問の諸地域という点で中心的な位置を占め、太平洋におけるわが国の防衛の前線に対するカナメをなしている」と、同様の意味において了解されるのだが、ここでは決定的な留保が掛けられている。軍事委員会はサンフランシスコ講和条約第三条に基づき、米国が沖縄において「行政、立法および司法上の権力の全部および一部を行使する権利」を行使できることを確認した上で、その排他的な地位に甘んじるのではなく、「『事実上』の主権者としてのアメリカの責任」を自覚するよう強調するのである。[55]

他方で、後者の「民主主義の陳列棚」の語は一九五六年のプライス勧告に登場した当初、あくまでも「世界の眼、特に共産主義世界のおおいをかけられた眼は、沖縄におけるアメリカの行動に事実上固定されており、後者はわれわれをそしる宣伝に利用できるものを見つけだそうと、努力を集中している」という外的な条件に基づいて、軍事優先の沖縄統治に一定の配慮を要求していたに過ぎない。[56]繰り返すが民政府にとって沖縄の重要性は、排他的に使用可能な軍事的要衝としての機能に集約されるのであり、それを維持するための方法が民主主義的であるか否かは二次的な問題である。ところが、プライス法改正を訴える軍事委員会において、両者の関係性は別様に組み替えられる。軍事委員会の報告書は米国の沖縄における排他的な地位を占める意志を再三確認したうえで、翻って「アメリカは、自分がこのような排他的な司法権と管理権を持つ人々に対し、同様の全面的な責任を持っている」ことを強調する。そして、この文脈の上に「沖縄は最も正確な意味において、民主主義の陳列棚

となったのである」というプライス勧告からの一節を再び引用するのである。[57]

同報告書はその終盤に、経済援助増額の目的を「長期的には諸島が自立の度合いを増すことができるよう経済を開発することに寄与する」としつつ、「委員会の立場」について次のように断りを入れてその主張を根拠づけている。

> 委員会がこの立法に賛成するのはアメリカの琉球に対する行政上の管理と同時にアメリカの基地を維持し運営することが不可欠であり、したがってアメリカはその安全保障上必要とされるかぎりこれらの島々の支配権を維持しつづけるものとの明白な理解を前提としたものである。[58]

こうして「民主主義の陳列棚」という言葉は、占領統治を覆い隠す飾り文句から、予算的な裏付けを要求する語彙へと転用されるに及び、それ自体の内実を備えていく。プライス法の正式名称「琉球列島の経済的・社会的発展の促進に関する法律」が示すように、自治と自立経済はそれ自体追求すべき目標となり、かつ、軍事基地の安定的維持の前提となるという転換が生じるのである。やや理念的に整理すれば、プライス法の改正過程において「太平洋の要石」と「民主主義の陳列棚」という二つの規定は、相互に排他的なものから、相乗的に実現すべきものへとその関係性を変えるのである。

周知のように、ケネディ新政策はその実施に際しては、先に見たような議会の反対による対沖援助

の削減とキャラウェイ高等弁務官の直接統治によってほとんど原型を留めない程に迂回・変形を強いられることになる。しかしながら、それが目指す統治のあり方においては、明確に新たな段階に踏み込もうとしていた。すなわち、民政府の軍事主義を絶対的な地位から降ろし、自治と自立経済の拡充を図ることで、逆説的にも基地に対する抵抗の根拠を奪い去ろうとするのである。

沖縄統治の「良心的」旋回

島ぐるみ闘争の衝撃から、ケネディ新政策の発表に至るまでの米国沖縄統治の展開は、同時期に沖縄に対して注がれた良心的な忠告と共鳴している。自由労連沖縄調査団の派遣の経緯に関連して触れたように、米軍統治下の沖縄の状況については、公式訪問する調査団の他に、ジャーナリスト等によって度々メディアに報じられている。米国内においても事情は同様である。一九五八年初旬に『コンテンポラリー・イシューズ』誌に掲載された「アメリカの植民地沖縄」において、文官として沖縄に駐留した経験を持つウィリアム・アームストロングは次のように警告している。

米国が、東洋に於て米国の支援者を獲得し、利用し得る時期に、沖縄の米軍司令部は、曾て米国に寄せられていた好感を毀損するのに熱中していたように思われる［中略］沖縄はわが太平洋防衛の基本的な環と考えられている故に、陸軍の全面的撤退は殆ど不可能である。然し国務省の行

政下にその住民と土地を置くことは可能であるかも知れない。かくてこそ、救いなき沖縄人と独裁的陸軍の支配との間に緩衝地帯を導入し得るのである。[59]

無能な軍政を取り払い、沖縄住民に自治を与えよとする良心的勧告は、そうすることによって米国の「支援者」を獲得できるとする不気味な確信に満ちている。それは労働運動における民政府との対峙関係を反基地・反米闘争から腑分けし、「自由にして民主的な労働組合」運動へと牽引し得ることへの自由労連駐在員達の確信でもあるだろう。両者にとって、軍事優先主義を剥き出しにした沖縄統治の「植民地」のごとき様相は耐え難い。[60] 新たな統治はこれらの刷新の上に打ち立てられなければならなかったのである。

一九五〇年代後半以降、沖縄に対する「植民地」との規定を斥けた国場の警句は、同時期の米国沖縄統治におけるこうした「良心的」旋回の中で聞き取られなければならない。それは島ぐるみ闘争以後、米軍統治下からの脱却を求める復帰運動が、必ずしも反基地・反米闘争へと直結しないような新たな戦局を予示している。そしてアームストロングが「より好ましい解決策」として施政権返還にさえ言及する時、それが実行に移される一九七二年以降にも継続する新たな統治への転換が、一九五〇年代末に既に開始されていたことが暗示されてはいないだろうか。

おわりに

いまや国場が見据えていたであろう島ぐるみ闘争以後の困難な戦局が見えつつある。一九五〇年代後半に始まる経済政策と労働政策の転換の中で、かつて労働運動が担った戦線は見失われようとしていた。砂川恵勝は、両者が相互に条件づけ合って展開する一九五〇年代末の様子を次のように楽観的に描写している。

> 敗戦後十年余、ようやくにして戦災から立ち直り始めた国民経済は、自由競争を基本的指導理念とする米国民政府の経済政策と相俟って画期を呈する様になる［中略］労働組合運動がすぐれて資本主義体制下の所産であるならば、それらはやがて労働組合の組織率を高めていくであろうし、その活動も活発化していくであろう。[61]

一九五〇年代前半の軍事植民地主義とはかけ離れた、一九六〇年代の経済成長へ向けての助走が始まる。自由労連の支援を受けて急速に組織化を進める労働運動は、たしかに沖縄における資本家層の危機感を駆り立てた。[62] 一九五八年には沖縄経営者協会（沖経協）が結成され、同時期の労働運動の攻勢に組織的対応が図られ、労資の階級対立の様相を呈することになるのも事実である。

しかしながら、こうした労働運動上の対立軸は、反軍闘争へ直結するかつての労働運動の線上にあるわけではない。基地の運営にのみ関心を払い、その立場から全面的に使用者の肩を持って労働者に対峙した民政府の態度は、島ぐるみ闘争以降、自由労連との折衝の過程で斥けられたことは、既に見てきた通りである。

布令一四五号は撤廃され、残った一一六号についても、その内実は必ずしも弾圧のみを目的としたものではなくなっていく。既述のように、布令一一六号は集団的労働関係についてはともかく、個別的な労働基準に関しては一定の柔軟性を残しており、一九五〇年代後半以降、同布令適用下の労働者の賃金は目に見えて上昇し、一九六〇年代には民間賃金をリードするようになる。(63)

自由労連の介入によってもたらされた法制上の微温的環境は、しかし、反基地闘争へと向かう根拠を奪い去ってしまうという意味で、よりシビアな戦局の到来を意味している。国場の警句は、反軍闘争に向けた新たな根拠を如何にして確保し直すのかという問いとして引き受け直されなければならない。

【註】

（1）本稿は日本学術振興会研究補助金による研究成果の一部である。

（2）沖縄戦後労働運動史は蓄積の浅い分野であり、先行する文脈に定まった構図はない。本稿では先行研究については独立して項を設けず、論題に応じて適宜参照する。ただし、近年の特筆すべき成果として、全六巻＋別巻からなる沖縄県商工労働部編『沖縄県労働史』（沖縄県、一九九七―二〇一五年）があることを指摘しておく。外村大らによってまとめられた同書は、この分野における唯一の網羅的通史となっている。本稿で簡略化した通史的叙述については、同書を参照されたい。また、近年の沖縄戦後史研究に労働運動の欠落を指摘したものとしては、南雲和夫『アメリカ占領下沖縄の労働史――支配と抵抗のはざまで』（みずのわ出版、二〇〇五年）が重要である。本稿での個々の論題の設定も部分的に同書に依っている。

（3）たとえば一九六〇年代における労働運動昂揚の背景には、青年団から労働組合への人脈の形成など、いわば下からの抵抗の組織化の動因が存在する（櫻澤誠『沖縄現代史』中央公論社、二〇一五年、八五頁）が、その組織化の前提となるのが本稿で検討する上からの政策的介入に他ならない。両者の具体的な交錯関係については稿を改めて論じたい。

（4）歌田徳一『国際自由労連―その組織と活動―』日本労働協会、一九六三年、一―一一頁。

（5）同上、二六二―二六三頁。

（6）森宣雄『地のなかの革命―沖縄戦後史における存在の解放』現代企画室、二〇一〇年、二六四―二九七頁。

(7) 幸地成憲『米軍統治下の沖縄労働法の特質―幸地成憲論文集―』若夏社、一九九九年、三〇六―三〇七頁。
(8) 同上、二六七―二六九頁。
(9) 「琉球列島米国民政府に関する指令」中野好夫編『戦後資料　沖縄』日本評論社、一九六九年、五五頁。
(10) 森前掲『地のなかの革命』三四六頁。
(11) 南雲前掲『アメリカ占領下沖縄の労働史』六六頁。
(12) 上院外交委員会の付託を受けたコンロン調査報告においても土地政策の失敗が共産主義者の伸長を許したことが指摘されている（時事通信社外信部編訳『アジアの現状アメリカの政策―「コンロン組」調査報告』時事通信社、一九五九年、一九八―一九九頁）。
(13) 琉球銀行調査部編『戦後沖縄経済史』琉球銀行、一九八四年、五六三頁。
(14) その代表的なものとして国場は日本共産党においても公式的に受け入れられていた瀬長亀次郎『沖縄からの報告』（岩波書店、一九五九年）を挙げている。
(15) 森宣雄編「国場インタビュー（第二回）」五一―五六頁。（森宣雄・国場幸太郎編『戦後初期沖縄解放運動資料集』第三巻（不二出版、二〇〇五年）所収）。
(16) 鳥山淳「占領下沖縄における成長と壊滅の淵」大門正克『成長と冷戦からの問い（高度成長の時代）』二〇一一年、一一四―一一五頁。
(17) 国場幸太郎「沖縄とアメリカ帝国主義」『経済評論』第一一巻第一号（一九六二年一月）、一二七頁。

(18) 日本自由人権協会の介入及び『朝日新聞』報道の反響については門奈直樹『アメリカ占領時代　沖縄言論統制史』（雄山閣出版株式会社、一九九六年一六七―一七四頁）を参照。

(19) 沖縄官公労働運動史編集委員会編『沖縄官公労働運動史』沖縄県官公庁労働者共済会、一九九〇年、二六頁。

(20) 宝樹文彦『証言　戦後労働運動史』東海大学出版会、二〇〇三年、一九〇頁。

(21) 河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交』東京大学出版会、一九九四年、一三二頁。

(22) 同上、一九九頁。

(23) 宝樹前掲『証言　戦後労働運動史』一九六―一九八頁。

(24) 「国際自由労連沖縄調査団報告書」『月刊自由労連』一九五六年七月号、二四―二五頁。

(25) 訳文引用は基本的に前掲「国際自由労連沖縄調査団報告書」（三二頁）を参照したが、原文"*Report of ICFTU Fact Finding Mission to Okinawa*"（沖縄県公文書館所蔵、資料コード：0000105560）に照らして一部訳し換えた。

(26) ＡＦＬ-ＣＩＯの海外活動部門が米国冷戦戦略を支える軍産複合体の一環を成したことについては、シドニー・レンズの古典的著作『軍産複合体制』（小原敬士訳）岩波書店、一九七一年）を参照。

(27) 安次峰信「国際自由労連報告書について」『琉球労働』第三巻第二号（一九五六年八月）、一八―一九頁。

(28) 琉球人民党『沖縄における労働事情』一九五六年七月、一七頁（鳥山淳・国場幸太郎編『戦後初期沖縄解

放運動資料集』第一巻（不二出版、二〇〇五年）所収）。とはいえ人民党ですら、直後に続けて「以上のような、本質的なものは別として、同調査団の勧告は大体に於て満足すべきものであり、同調査団を派遣する迄に努力して下さった祖国の労働者に深く敬意を表するものである」としている。

（29）前原穂積『戦後沖縄の労働運動』新日本出版社、一九七〇年、一九―二〇頁。

（30）南雲和夫「前原穂積著『沖縄の労働運動――戦後史の流れの中で』」『大原社会問題研究所雑誌』五一〇号（二〇〇一年五月）、六三頁。

（31）新崎盛暉『戦後沖縄史』日本評論社、一九七六年、二四四―二四五頁。

（32）第一次調査団の派遣後の経緯について略記しておく。米国政府内での調整の結果、一九五八年九月には駐在事務所設置の意向が沖縄にも伝えられた（『沖縄タイムス』一九五八年九月一一日）。同時期、自由労連も大倉旭（自由労連東京事務所長）の派遣を計画するも民政府の入域拒否によって頓挫し、代えてマンガットを団長とする第二次沖縄調査団を派遣、その報告を受けた第二四回執行委員会において事務所設置を公式決定する。

（33）*"Comments on Report of ICFTU Fact Finding Mission to Okinawa"*（沖縄県公文書館所蔵、資料コード：0000106048）

（34）ロビンソンが沖縄を去る直前の会合に際しても、両者の間の緊張関係は持続する。民政府は、たとえば社会福祉プログラムの拡充等、労働者の地位向上に資する事案では原則同意を示すものの、布令一四五号の

廃止や解雇者の再雇用等、共産主義者に利するような危険のある項目については、頑なにこれを撥ね退けた。*"Talking Paper for Conversation with Robinson 15 June 1961"*（沖縄県公文書館所蔵、資料コード：0000069090）

(35) H・T・ロビンソン「沖縄の労仂組合と国際自由労連」『月刊自由労連』一九六一年一〇月号、一七―一九頁。

(36) 上原康介『基地沖縄の苦闘―全軍労闘争史』創広、一九八二年、四九―五〇頁。

(37) ロビンソン前掲「沖縄の労仂組合と国際自由労連」一七頁。

(38) 同上、一九―二〇頁。

(39) 前掲「国際自由労連沖縄調査団報告書」二八頁。

(40) 「国民指導員を圍む懇談会」『琉球労働』第七巻第一号（一九六〇年七月）、二四―二七頁。とはいえ、ここでの労組幹部たちの証言を自由労連の反共主義的な労働教育の成果として、文字通りに聞き取ることは留保したい。一九六〇年代半ば以降、自由労連の推し進めた労働組合主義は沖縄の労働運動の中に根を降ろし始めるが、こうした動向を労働教育の皮下注射的な効力に帰してしまえば、財政上の環境整備等、慎重な検討を要する他の要因を軽視することになる。

(41) たとえば一九六二年度春闘における亀甲ら沖縄全逓三役逮捕事件は、民政府と対決する上で国際労働運動組織を介した米本国からの圧迫という戦略が有効であることを示した代表的な事例である（宝樹前掲『証

言　戦後労働運動史』二〇三―二〇四頁）。

（42）「労働布令一四五号を撤廃」『琉球新報』一九六二年二月九日。

（43）ジェラルド・A・ダニエル「国際自由労連沖縄駐在事務所活動状況」『琉球労働』第九巻第四号（一九六三年六月）、四頁。

（44）南雲前掲『アメリカ占領下沖縄の労働史』一〇六頁。

（45）「ケネディ大統領の声明」中野編前掲『戦後資料　沖縄』三六一頁。

（46）*"Ryukyu Islands, Task Force Report, 12/61"*（沖縄県公文書館所蔵、資料コード：0000073593）

（47）*"ICFTU Report to the Ryukyu Islands Social-Economic Survey Team"*（沖縄県公文書館所蔵、資料コード：0000069090）

（48）たいら恒次「国際自由労連報告書について」『琉球労働』第三巻第二号（一九五六年八月）、一一頁。

（49）大河内一男『社会政策（総論）―増訂版』有斐閣、一九八〇年、二三五頁。

（50）琉球銀行調査部編前掲『戦後沖縄経済史』六三一頁。および松田賀孝『戦後沖縄社会経済史研究』東京大学出版会、一九八一年、四五〇頁。

（51）琉球政府編『長期経済計画書一九六〇年五月』琉球政府、一九六〇年（頁記数載無）。

（52）前掲「ケネディ大統領の声明」三六一頁。

（53）河野前掲『沖縄返還をめぐる政治と外交』二〇五―二〇八頁。

(54) ロバート・エルドリッヂ『沖縄問題の起源――戦後日米関係における沖縄一九四五―一九七二』名古屋大学出版会、二〇〇三年、四頁。

(55) 「プライス法に関する米下院軍事委員会報告書（抄）」中野編前掲『戦後資料　沖縄』三七八頁。

(56) 「米下院軍事委員会特別分科委員会報告（プライス勧告）（抄）」（一九五六年六月一三日）中野編前掲『戦後資料　沖縄』一七七頁。

(57) 前掲「プライス法に関する米下院軍事委員会報告書」三七八頁。

(58) 同上、三八〇頁。

(59) 引用は『人権新聞』一九五八年四月一日より。

(60) 同じく一九五八年初旬、国務省ラインでは、米国の沖縄統治が植民地のような様相を呈するに至った事態を民族主義の擡頭する同時代の危機的状況に重ね合わせ、これを回避すべく施政権の返還を含めて従来の沖縄統治方針の転換が検討されている（平良好利『戦後沖縄と米軍基地―「受容」と「拒絶」のはざまで一九四五～一九七二年』法政大学出版局、二〇一二年、一八五―一八六頁）。

(61) 砂川恵勝「戦後琉球の労働組合運動」『琉球大学経済研究』第九号、三六頁。

(62) 「活発な労組攻勢に備える」『沖縄タイムス』一九五八年七月六日。

(63) 琉球政府労政調査課編『琉球労働経済の分析　一九六〇年度』一九六一年、三一頁。もっとも、六〇年代以降、民間部門の賃金上昇率は著しく、これに応じて度々軍雇用者の賃金表の改訂が訴えられることになる。